

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」を公開することが義務付けられました。

（法 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

マージン率

株式会社クリアティブ本社 〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2334-2
エムケイビル 2F

派遣先の数・・・・・・・・・・主要 6 社（計 10 社）

派遣労働者の数・・・・・・・・・・128 名（主要 6 社の 1 日当たり）

マージン率・・・・・・・・・・24.75%

① 労働者派遣料金・・・・・・・・・・10,033 円（1 日 8 時間あたりの平均）

② 派遣期間中の派遣労働者の賃金・・7,550 円（1 日 8 時間あたりの平均）

このマージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ①（小数点第 3 位を四捨五入）

マージンに含まれる費用

派遣労働者の有給休暇費用、法定福利費用、会社運営費、送迎バス運営費用、他

教育訓練に関する事項

* 派遣の概要、入職時の安全衛生教育、専門技術教育、マナー教育 日本語教育 等

以上

2017 年 6 月